

2017～2018年度運動方針

運動の進め方

1. 2017～2018年度の運動の進め方

運動の基本目標の実現にむけて、2017年度を初年度として策定された新たな中期目標を念頭に、2017～2018年度はサービス連合のこれまでの運動の積み重ねを基盤に、直面する課題や具体的な個別方針へ対応していきます。また、中期的な視野をもって一つひとつ課題を解決し、具体的成果を出すことで着実に運動を進めていくこととします。そのため、これまでの本部事務局体制を見直し、専門分野の取り組みを一層進められるよう専門局を設置し、課題にスピードをもって取り組みます。

また、本部・地連・加盟組合がこれまで以上に連携し、それぞれの役割・機能を明確にして課題に取り組み、サービス連合が一体となって運動を進め、運動の基本目標の実現につとめます。

2. 執行体制

(1) 執行体制

2017～2018年度の執行体制は、具体的な運動の課題を解決するため「本部」「地連」「加盟組合」各々が特定活動に固執することなく、目標に対する課題を明確にして主体的に取り組める体制を構築します。具体的には、地域組織として北海道・東日本・中部・西日本・九州・沖縄の6地連を設置し、加盟組合との連携強化をはかります。本部と地連間の連携強化にむけては、方針や課題を共有するために、本部事務局全体で日常的な支援を行うこととします。

本部には、専門分野の取り組みをより一層遂行するため組織局・政策局・労働条件局を設置します。また、業務執行および活動の円滑な推進をはかるため、四役・事務局合同会議、地連・本部二役会議、局長会議を設置します。

また、男女平等参画社会の実現にむけて委員会等各種会議体への女性の積極的な参加を働きかけます。

(2) 専門委員会・会議体の設置

運動の着実な前進をはかるため、専門的に執行課題について議論し執行体制を補完する専門委員会・会議体を設置します。2017～2018年度に設置する専門委員会・会議体は以下のとおりです。

①組織拡大委員会

加盟組合における企業内・関連企業をはじめ未組織・未加盟各分野における組織拡大の推進に取り組みます。

②派遣添乗員ネットワーク

派遣添乗員の組織拡大に取り組みます。

③労働条件委員会

春季生活闘争方針議論や労働条件全般に関する方針策定に取り組みます。

④男女平等参画委員会

男女平等社会の実現と両立支援、男女平等にかかわる政策制度要求の立案に向けた議論、女性組合員の積極的な参加や女性役員数の拡大などに取り組みます。

⑤産業政策委員会

産業政策提言議論の深度化と提言の実現にむけて取り組みます。また、業種固有の課題を抽出し政策立案を行うため旅行業政策分科会と宿泊業政策分科会を設置します。

(3) 業種別委員会の設置

ホテル・レジャー委員会、ツーリズム委員会および航空貨物委員会を設置し、産業特有の課題を抽出し解決をはかるため執行機関に意見反映を行うとともに、産別活動の徹底と情報共有を行うこととします。また、各業種の状況を共有することによって秋闘・春季生活闘争での相乗効果が得られるよう、業種別委員会を合同で開催することとします。

3. 財政方針

(1) 財政方針

運動の基本目標の実現のため運動を着実に進める方針に基づき、適正な財政支出に取り組み、収支均衡をはかりつつ経費節減につとめていくことを基本とします。

(2) 登録人員の適正化

登録人員の適正化について引き続き取り組むとともに、加盟組合の理解の基で会費の定期的な納入についても促進し、更なる財政の安定につとめます。第8回定期大会の確認に基づき、2018年度からは90%以上の登録人員とします。

(3) 組織共済

共済掛金として正加盟組合の組織人員100%の人員登録で1人年額100円を徴収し、安定的な運営につとめることとします。

具体的な運動の課題

1. 強固な組織基盤の確立

(1) 情報共有と活動支援

サービス連合は、期初や秋闘・春季生活闘争、組織拡大集中取り組み月間の時期など加盟組合を可能な限り多く訪問するなど日常のコミュニケーション強化をはかり、資料や調査の集約をつうじた情報共有により取り組み課題を明確にし、優先課題から解決できるような活動支援に取り組みます。

加盟組合は、組合規約や議案書、労働協約などの組織に関する基礎資料や、労働条件に関する調査や資料をサービス連合と共有することで、自組織の点検や活動のチェックにつながり、組織強化や労働環境改善にむけて連携して取り組むことができます。サービス連合は、すべての加盟組合からの様々な情報を蓄積することで、加盟組合の課題解決や目標達成につながるよう活動支援に取り組みます。

労働組合が主体的に活動を進めていくためには、①オルグ・情宣活動により組合員との双方向コミュニケーションが構築されている、②定期大会が開催されている、③執行委員

会が定期的開催されるなど執行体制が確立している、④総合労使協議体制の確立にむけ積極的に労使交渉に取り組んでいる、⑤組合会計が適切に処理されている、ことなどが重要です。資料提供や会議への参加、研修会の開催など加盟組合の課題や要望に応じて具体的な活動支援に取り組むとともに、主体的な活動を構成する項目毎に具体的な取り組みメニューを作成し、活動支援に活用します。

活動支援体制については、本部と地連が十分に連携し、業種や組織規模、活動実態に応じて最適な体制を構築し支援機能の強化をはかることとします。

(2) 人財育成

執行部は労働組合組織の中核であり、組織基盤の確立のための執行部の人財育成は必要不可欠です。加盟組合執行部や将来産別を担う人財を育成するため、人財育成プログラムの整備を適宜行い、引き続き資料提供や研修の実施などに取り組めます。取り組みにあたっては、すべての加盟組合に基礎的な内容の研修機会を提供できるよう、本部と地連が連携を深めサービス連合全体で取り組めます。本部においては、組合活動に必要な「知識」や「スキル」のうち基本的な項目を習得するための組合役員基礎研修と、男女平等担当者のスキルアップを目的としたエンパワーメント研修を実施します。

サービス連合の各種会議において、引き続き産別活動の意義の理解をはかるとともに、産別活動の意義を加盟組合に周知するため、パンフレットを作成し加盟組合に配布します。また、連合や地方連合会などが実施する教育活動についての情報を加盟組合に発信し、人財育成の機会提供をはかります。

(3) 組織問題の対応

企業や組織の存続にかかわる組織問題については、企業の存続や雇用の確保を第一義に本部・地連と加盟組合の連携により前期までに取りまとめた組織問題対応マニュアルを基に対応することとします。組織問題への対応には、労使間や加盟組合・サービス連合間での日常的な情報収集が重要であることから、加盟組合との日常的な連携を深めるとともに、平時より総合労使協議体制の構築にむけて加盟組合の組織強化に取り組むこととします。そして、外部機関の活用などと合わせ問題発生時の対応に備えることとします。

(4) サービス連合組織共済

組合員の生活支援のため、引き続き弔慰金・災害見舞金を支給します。制度内容についてはFacebookや情宣物を活用し、引き続き加盟組合への情宣につとめます。

(5) 組織拡大

2017年度からの4年間は、「組織人員50,000人」の達成に再チャレンジします。2017～2018年度運動においては、「組織人員46,000人」の達成にむけ、4つの分野で3,000名（企業内・関連企業2,450名、未組織400名、未加盟150名）の組織拡大に取り組めます。

方針に基づく取り組みの進捗状況把握と対応方法については、組織拡大委員会を開催し議論するとともに、機関会議にはかりながら具体的に取り組みを進めることとします。

①企業内・関連企業

労働組合が存在感を発揮し職場を代表するためには、組合員の数を増やし組織力を高める必要があります。労使協定の締結当事者となるには過半数組合であることが重要です。組織力を高めるには、より多くの仲間から様々な声を集め、労働組合の進むべき針路を策定し組合員と共有することが必要であり、企業内組織拡大は非常に重要な取り組みです。

サービス連合は、すべての加盟組合が組織拡大に具体的に取り組むことができるよう支援します。期初や秋闘・春季生活闘争期間、組織拡大集中取り組み月間などに集中的な訪問期間を設定し、加盟組合への訪問をつうじ加盟組合の支援に取り組みます。具体的には、これまでの情報共有や組織率、活動把握に基づき、統一对応を踏まえた組織強化・拡大プロセスを加盟組合毎に作成し、個別に提案します。特に組織率が過半数に達していない加盟組合に対しては、加盟組合への訪問や執行委員会、学習会などへの参加をつうじ組織力・交渉力向上の観点から組織拡大の意義を改めて周知します。また組織拡大の意識醸成のため、過半数組合の意義や統一对応に基づく組織強化・組織拡大プロセスを周知する情宣物を発行します。

2016年度「組織実態調査」の結果、加盟組合の未組織労働者における契約社員はサービス連合全体で1万名を超えています。加盟組合は企業内組織拡大の重点対象者として契約社員の組織拡大に積極的に取り組むこととします。また、改正労働契約法の施行により、2013年4月以降通算5年を超えて反復更新する契約社員は、最短で2018年4月に無期転換の権利が発生します。加盟組合に対して制度の周知や執行部の組織拡大意識醸成をはかる情宣物を発行するなど、無期転換する従業員の組織化促進に取り組みます。同調査によると未組織パートタイマー等は1万名を超えており、パートタイマー等の組織化にむけて具体的手法の取りまとめにむけた議論を開始し、まずは事例共有や情報発信に取り組みます。

サービス連合全体に取り組み促進の波及効果をもたらすため、業種別委員会構成組織の企業内組織拡大の支援に注力します。また、地域の内外に波及効果をもたらすため、地連をつうじて加盟組合と「モデル組合」の選定について相互に確認し、連携・支援に取り組み、目標達成をはかります。組織拡大以外の優先課題に取り組んでいる加盟組合においても、活動方針に組織拡大を盛り込み具体的に取り組むことができるよう、働きかけを強化します。

関連企業への取り組みについては、未組織関連企業を有する加盟組合との連携をはかり関連企業の実態を把握し、情報収集や資料提供など実態に即した取り組み支援を行います。組織化推進にむけ、未組織関連企業を有する加盟組合の組織担当者に組織拡大委員会への出席を要請し、加盟組合間の情報共有を行います。

組織実態調査は、加盟組合の組織点検や組織率の検証につながり、組織実態に即した個別支援につながることから、今期も実施することとします。

加盟組合間、サービス連合との事例共有のために組織拡大委員会を開催し、多くの企業内未組織労働者や未組織関連企業を有する加盟組合や連合会組織の組織拡大担当者などに出席を要請します。

②未組織

取り組み対象の企業は、産業における組織率の低い宿泊業や、産業における影響力の大きい大手企業を中心に、引き続き重点的に取り組みます。対象企業の従業員と意見交換を重ねて結成意思の確立を促進するとともに、企業訪問を強化し、労働組合の意義やサービス連合の活動に理解を求めます。加盟組合や連合との連携を強化し、組織化にむけ具体的に行動します。また、Facebookや情宣物を活用したサービス連合の認知度向上につとめ、労働相談件数増加に繋げていきます。

独立系派遣添乗員の組織化にむけ、派遣添乗員ネットワークを開催し、未組織添乗員

の参加働きかけに取り組みます。また、添乗員派遣会社の経営者への接触をはかり、サービス連合の活動に理解を求めます。

組織化につながる労働相談増加にむけ、労働相談パンフレットを刷新します。更に、行政機関以外にも広くパンフレットを配布し、サービス連合の知名度向上をはかります。連合や地方連合会の組織拡大担当者と関係を構築するとともに組織拡大会議に参加するなど、引き続き連携して労働相談に対応し組織化をはかります。

業種や地域を限定した未組織対策として、連合との連携強化とともに情報収集を継続します。

③未加盟

対象組織執行部との面会や執行委員会への参加などをつうじて意見交換を重ね、産別活動の意義について理解を深め、加盟意思の確立にむけて取り組みます。また、企業訪問を実施するなど多面的な取り組みを展開します。

2. 労働環境の整備と向上

(1) 春季生活闘争・秋闘

サービス・ツーリズム産業で働くすべての労働者の労働条件改善を基軸とした闘争を行います。要求基準の策定にあたっては、私たちを取り巻く情勢を認識したうえで、中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ、賃金改善と一時金の要求にすべての加盟組合で取り組みます。また、契約社員やパートタイマー等の待遇改善や、最低保障賃金の締結にむけて、それぞれ要求基準を設定して取り組みます。あわせて、総実労働時間短縮や男女平等、労働法制に関する項目を同時要求項目として設定します。政策・制度の実現にむけては、政策提言の発信や業界団体などへの要請行動に取り組みます。関連して、雇用の安定的な維持・確保と組織強化・組織拡大にも取り組みます。

闘争にあたっては、取り組むべき項目は広く全般的なものになるためサービス連合全体の取り組みとし、サービス連合と加盟組合で強固な闘争体制を確立し、更に連合と共闘して取り組みます。

(2) 中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現

私たちの産業で働くことがより魅力的なものになるように、中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけて取り組みます。具体的には、加盟組合が主体的に賃金水準の底上げを目指して取り組めるよう賃金実態調査を基に策定した「指標」を活用し、春季生活闘争において賃金改善要求を行うなど段階的な取り組みを行います。また、加盟組合での賃金実態把握のために賃金実態調査を毎年実施し、調査回答数の増加をはかり、加盟組合においてより活用しやすい調査資料（ブルーブック）の発行に取り組みます。

(3) 総実労働時間1800時間にむけて

2017年3月に政府で「働き方改革実行計画」が作成されるなど、長時間労働是正に関する課題は社会的な問題となっています。サービス連合においても、時短方針および「第4期時短アクションプラン」に沿って、総実労働時間の短縮にむけて取り組み、この2年間では毎年15時間ずつ（合計30時間）の短縮を目標とします。また、実態把握のために総実労働時間実態調査を毎年実施し、加盟組合へは全体との比較ができるようなフィードバックと具体的な取り組み支援を行います。調査では、全体的な集計がより実態を反映したも

のとなるよう、回答数の増加に取り組みます。

(4) 労働条件・労働法制に関する取り組み

4年に1度の全体的な見直しを行った「サービス連合諸基準」について、加盟組合での労働条件改善にむけた交渉に活用できるよう、引き続き周知に取り組むとともに、法改正等による定期的な項目チェックを行います。

2年に1度の労働条件調査を実施し、調査資料（ブルーブック）を2017年度に発行します。加盟組合での活用を促進するとともに、回答数の増加につとめてより充実した資料作成にむけて取り組みます。

「働き方改革実行計画」に関連した法整備など、労働法制や社会保障制度に関する議論状況を注視し、情報共有や加盟組合への情報発信に取り組みます。また、連合や関係省庁と連携し労働法制への知識を深めるとともに、サービス連合からの意見反映につとめます。

(5) 男女平等参画の推進

改訂した2017年度～2020年度「サービス連合・男女平等参画推進計画」に沿って女性役員比率の増加、両立支援・男女平等社会の実現にむけた統一対応の到達組合の増加、総実労働時間の削減に取り組むこととします。ワーク・ライフ・バランスの実現にむけては、男女それぞれの視点からの意見反映が不可欠であることから、環境を整備するために必要な取り組みの議論を行なうこととします。

計画の推進にあたっては、「取り組みシート」の提出促進をはかるとともに、加盟組合の進捗状況を把握し、必要なフォローアップや計画の改定を行います。また、先進的な取り組みの共有化をはかります。

男女平等参画委員会では、今まで取り組んできた加盟組合間での情報共有や取り組みの推進を引き続き行います。男女平等にかかわる法制については、連合の会議などへ参加し意見が反映されるように積極的に働きかけます。また、関連する法改正や政府の女性活躍推進に関する動向にも注目したうえで、労働条件委員会と連動し取り組みます。更に、政策の提言と実現にむけて積極的なかわりを持つためにも、男女平等にかかわる政策制度要求の立案にむけた議論をつうじ、意見反映につとめます。

情報発信については、委員会の活動や加盟組合の取り組み、法改正などの情報共有のために、引き続き「男女平等推進NEWS」を発行します。

3. 産業政策の提言と実現

(1) 産業政策提言機能の充実

産業政策委員会では、産業横断的なテーマの取りまとめや観光政策提言全般につながる議論を行うこととします。また、旅行業政策分科会や宿泊業政策分科会では業種に特化した課題抽出を基にした政策制度要求の策定にむけた議論を行うこととします。

国際航空貨物を中心とした総合物流にかかわる政策提言については、航空貨物委員会を中心に議論を行い、必要に応じて補強や改定を行うこととします。

観光政策提言については、産業を取り巻く課題を抽出し議論を行い必要に応じて補強を行い充実したものに改定することとします。また、本部と地連が一体となった提言活動を定着させるために、産業政策委員会へ各地連の政策担当者の出席を要請し、地域における観光政策の実現にむけた提言の調整や情報の共有化をはかることとします。

観光政策提言の取りまとめにあたり、政策立案能力の向上を目指すとともに広域・地域の課題解決に役立つ具体的かつ実効性のある提言立案の支援を得るためにも、労働情報センターや有識者からの助言をうけることとします。

国連世界観光機関（UNWTO）については、活動にかかわることにより世界経済と社会の発展に貢献する持続可能で、倫理的、社会的責任のある観光への貢献に寄与できることや、観光に関する共同での調査・研究活動が可能となります。また、会議などの出席をつうじての情報収集、各種調査資料の閲覧の権限も与えられることにより、これまで以上に俯瞰的かつ大局的な政策提言機能の強化に繋がることなどから、連携強化に取り組むこととします。また、UNWTOが掲げる世界観光倫理憲章については、観光産業の持続的な発展や労働者の社会的地位向上につながることから、その理念について加盟組合に対する理解浸透をはかります。

(2) 産業政策の実現

「観光立国実現に向けた提言」を基に、サービス連合の2017年度重点政策として「インバウンドの拡大」「休日休暇改革の実現」「観光産業と社会」「産業内の人財育成」を掲げ、その趣旨や取り組み内容を各地連や加盟組合に対し理解浸透をはかります。また、政策の実現のためにも政党に対して考え方を伝えることとします。観光庁に対してはこれまで取り組んできた懇談会の実施をはじめ、より一層の連携を深めることとします。その他関係省庁については直接ルートを構築し、政策への意見反映につとめます。掲げた政策については、観光政策フォーラムを開催し広く一般への周知を行い、提言の実現にむけた働きかけを強化することとします。

これまで取りまとめてきた国際航空貨物業をはじめとした総合物流における政策提言については、「国際航空貨物業の政策提言」を基に、関係省庁などに対し意見反映を行うこととします。また、共闘組織をつうじた政策制度要求についても引き続き行います。

地域における観光政策の政策提言活動については、これまでのプロセスを踏まえ、政策課題の抽出と解決にむけた提言の策定とその意見反映を行うこととします。具体的には各地連が取りまとめてきた提言を発信するためにも、本部が観光庁などの機関から各地域の担当窓口の紹介を受けるとともに、必要に応じて同行などの支援を行い、政策提言活動サイクルの定着をはかります。

業界団体との関わりについてはJATAやANTA、日本ホテル協会や日本旅館協会、全日本シティホテル連盟に対する日常的な情報交換や、業種に特化した政策課題や労働条件課題などを中心に意見交換を重ね、課題解決にむけ連携強化につとめます。また、国際航空貨物業にかかわる物流全般の政策提言の実現にむけて、JAF Aとの関係強化につとめるとともに、関連する業界団体との関係構築を目指します。

4. 社会への関与と共生と連帯

(1) 情報発信

サービス連合の活動や取り組みなど、組織内外に広く周知できるよう、更なる情報発信力の強化をはかります。

広報委員会にて年間計画を策定し、加盟組合執行部のみならず、組合員一人ひとりに対し、サービス連合の活動や取り組みの周知をはかるため、定期的な情宣物の発行を行いま

す。ホームページについては、最新の情報や資料を素早く提供できるよう情報の更新を適宜行うとともに、より見やすいホームページ作りに取り組みます。また、社会に向けた情報発信として、Facebookページによるサービス連合の活動紹介などについて、定期的な情報発信につとめます。

社会的影響力の大きい事象やサービス・ツーリズム産業におけるトピックスに対し、サービス連合としての考え方を「見解」「談話」として社会にむけ発信します。

記者会見や記者懇談会を定期的に開催することで、業界紙などのマスコミとの関係を強化し、加盟組合のみならず広く一般に向けての発信力を更に高めていきます。

情宣物・ホームページ・Facebook・マスコミ発信などについて、それぞれ複数名の担当者を配置し、即時性のある情報更新が行えるよう体制の整備・強化を行います。

(2) 明日づくりプロジェクト（社会貢献活動）の取り組み

サービス連合は、社会との共生や連帯をつうじ公正かつ環境にやさしい社会の実現を目指し社会貢献活動に取り組んでいます。今期も定期的に明日づくりプロジェクトの周知に取り組むとともに、本部に設置する「明日づくりプロジェクト推進委員会」において社会貢献活動の更なる取り組み強化に向けた推進策を検討していきます。

サービス連合エコライフ21活動を中心に取り組むこととします。具体的には、大会などの議案書で使用する紙については、サービス連合では「森の町内会」を利用し、加盟組合にも利用の協力を要請します。エコキャップの収集も全体で引き続き取り組むこととします。

組合員のボランティア活動への参加をバックアップする「ボランティア支援活動（金太郎支援活動）」の情宣につとめ、活用を促すこととします。

ユネスコの法人維持会員として、ユネスコ活動の宣伝周知への協力や書き損じハガキの収集を行います。

連合愛のカンパの取り組み周知につとめ、加盟組合への協力を要請することとします。

(3) 連合

連合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現にむけ労働組合の社会的責任と使命を自覚した取り組みを展開しています。サービス連合も構成組織の一員として、この連合運動に引き続き積極的に取り組んでいくこととし、大衆行動や研修など連合活動にかかわる加盟組合の拡大をはかります。サービス・ツーリズム産業にとどまらないグローバル化や社会システムなどの政策への対応については、連合の取り組みを参考に理解を深め、連合をつうじた意見反映にむけ、取り組むこととします。

(4) 国際労働運動と共闘

I T FおよびI U Fの運動をつうじ国際労働運動の一翼を担うとともに、全世界の観光産業労働者の地位向上にむけ取り組みを推進していくこととします。また、私たちの産業に密接にかかわる交通運輸労働者が結集する交運労協の活動をつうじ、サービス連合の掲げる産業政策の実現にむけて他産別とともに関係省庁への要求と交渉を行うこととします。

(5) 自主福祉運動（労働金庫・全労済）

労働組合の自主福祉運動の推進にむけて、相互扶助の精神に基づき、労働者福祉協議会労働金庫、全労災との連携・協力をはかり、積極的に取り組んでいきます。世話役活動として、組合員にとってメリットのある商品の情宣をつうじ、加入促進につとめます。労働

金庫、全労済の運動について各種会議で理解を深めるとともに、加盟組合で運動の推進にむけた支援を行うこととします。

5. その他

『株式会社フォーラムジャパン』

設立の趣旨である派遣労働者の処遇改善や業界での地位向上のためには、産業の変化に対応し、時代に適した安定経営が不可欠です。引き続き株主として経営状況を常時把握し中央執行委員会に報告するとともに、法令遵守と経営基盤の安定にむけ、取締役会などをつうじて助言を行い会社経営にかかわっていきます。また、監査についても、監査計画を策定し、会計監査ならびに業務監査を実施します。